

仕様書

I 業務名

下関港における新たな観光プログラム造成業務

II 業務位置

下関港ウォーターフロントエリア一円
(あるかぼーと地区、新港地区 等)

III 業務目的

本業務は、下関港における恒常的なにぎわい創出及びクルーズ船寄港時の旅客受入体制強化に向け、本港の特色を活かした新たな観光プログラムを造成することを目的とする。

IV 業務内容

1 計画準備

本業務を着手するに当たって、事前に業務の目的及び内容、並びに下関港をとりまく情勢等を十分に把握し、業務に必要な事項について計画・立案する。

2 プログラムの企画立案

下記の条件を踏まえ、実施プログラムを提案すること。提案内容には、プログラムの構成や実施方法、利用想定エリアなど、実施にあつて必要な事項を記載すること。

なお、具体的な実施プログラム内容については、下関市（以下「甲」という。）と協議の上、決定すること。

- ① クルーズ船の旅客受入体制強化に資するものであること。
- ② 不特定多数の者が楽しめるものであること。
- ③ プログラムへの参加・観覧料は無料とすること。
- ④ プログラムの実施のために、既存施設の改修や新たな建築物や工作物の常設を要さないこと。
- ⑤ プログラムの実施にあつて、既存施設の損傷及び周辺施設や周辺環境への影響がないこと。

3 プログラムの実施運営・安全管理

企画立案したプログラムを月に1回程度実施し、プログラムの醸成を図ること。実施日は、受託者（以下「乙」という。）と協議の上決定すること。
プログラム実施に必要な資機材や人員は全て乙において手配し、実施に

必要な諸準備や安全管理を行うこと。なお、プログラムの実施の際に、事故等が発生した場合は、乙が責任を負うこととする。

4 プログラムの効果検証

プログラムの実施効果を検証するため、参加者や観覧者にアンケート調査を実施し、集計すること。アンケート方法や項目については、甲と協議の上決定すること。

5 プログラムの継続的实施計画の作成

本業務で作成したプログラムについて、民間事業者の独立採算方式による実施計画を作成すること。

6 許認可等手続き

本業務でプログラムを実施するに当たり、必要となる関係機関への許認可等手続きを行うこと。なお、許認可等手続きに係る費用は全て乙によるものとする。

7 打合せ協議

業務の実施に際し、事前協議、中間及び最終報告を行うこと。

V 業務仕様

1 総則

本仕様書に定めのない事項については、「山口県業務委託共通仕様書」及び国土交通省港湾局編集「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」等による。

2 計画・準備

- ① 契約締結後、速やかに管理技術者及び照査技術者等選任通知書、業務工程表を発注者所定の様式により作成し、提出する。
- ② 本業務を行うに当たり、事前に本業務の目的及び内容を把握し、作業の手順及び遂行に必要な事項を企画提案し、業務計画書を作成し、監督職員と協議する。
- ③ 作業中においては緊密に連絡をとり、作業に漏洩のないよう努める。また、その都度、打合せ協議簿を作成し、提出する。

VI 成果品

本業務において作成した資料を業務報告書としてまとめ、電子ファイルで納品する。また、電子媒体とは別にA4版で製本した報告書を1部提出する。ただし、プログラムの実施にあたって乙が別途製作した物品や電子プログラム等については、本成果品に該当しないこととする。

VII 検査

本仕様書に定める事項に従い業務を実施し、前項の成果品の完納をもって検査するものとする。

VIII 履行期限

契約締結の日から令和8年3月25日まで

IX その他

- ① 成果品は、全て甲の所有に帰するものとし、甲の承諾を得ずして、公表・貸与・使用等してはならない。
- ② 本業務に伴い乙に貸与した資料・情報及び業務上知りえた情報については、甲の許可なく第三者に流布してはならない。
- ③ 本仕様書に記載されない事項で、疑義が生じた場合は速やかに監督職員に報告し、指示を受けること。
- ④ 本仕様書と別に、特記仕様書1～3を遵守すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録され

ている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

特記仕様書（環境編簡易）

甲は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、甲の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取組には乙の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減することができる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象

- となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
 - (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
 - (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
 - (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び

損害賠償については、この特記事項が付加される契約の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 乙は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者(この条において「下請事業者等」という。)が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、この契約の履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。